

令和7年2月4日
生活文化政策部
文化・国際課

世田谷区立世田谷美術館条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和7年10月に施設使用料等を改定し、及び生活保護受給者の観覧料を減免するため、令和7年区議会第一回定例会に世田谷区立世田谷美術館条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

（1）使用料等の見直し

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方にに基づき、料金改定を行う。

（2）生活保護受給者の観覧料減免

世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例の基本理念を踏まえ、世田谷区第4期文化・芸術振興計画に掲げる「誰もが身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実」の取組みとして、生活保護受給者の観覧料を免除する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年	2月	令和7年区議会第一回定例会（条例改正案）
	3月	公布（同日施行）
	10月	改定後料金適用開始 生活保護受給者の観覧料減免の適用開始

世田谷区立世田谷美術館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○世田谷区立世田谷美術館条例 昭和60年11月30日条例第40号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成9年3月12日条例第10号 平成15年3月13日条例第9号 平成15年10月1日条例第64号 平成16年3月12日条例第9号 平成17年9月29日条例第48号 平成18年3月14日条例第19号 平成19年12月11日条例第59号 平成23年3月8日条例第10号 平成24年12月10日条例第62号 平成30年3月6日条例第12号 <u>令和7年3月 日条例第 号</u></p> <p>世田谷区立世田谷美術館条例 (目的及び設置)</p> <p>第1条 区民が美術文化を享受するとともに、自ら学び、創造し、交流することにより教育・文化の振興と豊かな地域社会の形成に寄与するため、東京都世田谷区砧公園1番2号に世田谷区立世田谷美術館(以下「美術館」という。)を設置する。 (分館)</p> <p>第1条の2 美術館に分館を置く。 2 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置			<p>○世田谷区立世田谷美術館条例 昭和60年11月30日条例第40号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成9年3月12日条例第10号 平成15年3月13日条例第9号 平成15年10月1日条例第64号 平成16年3月12日条例第9号 平成17年9月29日条例第48号 平成18年3月14日条例第19号 平成19年12月11日条例第59号 平成23年3月8日条例第10号 平成24年12月10日条例第62号 平成30年3月6日条例第12号</p> <p>世田谷区立世田谷美術館条例 (目的及び設置)</p> <p>第1条 区民が美術文化を享受するとともに、自ら学び、創造し、交流することにより教育・文化の振興と豊かな地域社会の形成に寄与するため、東京都世田谷区砧公園1番2号に世田谷区立世田谷美術館(以下「美術館」という。)を設置する。 (分館)</p> <p>第1条の2 美術館に分館を置く。 2 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置		
名称	位置								
名称	位置								

改正後		改正前	
世田谷区立世田谷美術館分館 向井潤吉アトリエ館	東京都世田谷区弦巻二丁目5 番1号	世田谷区立世田谷美術館分館 向井潤吉アトリエ館	東京都世田谷区弦巻二丁目5 番1号
世田谷区立世田谷美術館分館 清川泰次記念ギャラリー	東京都世田谷区成城二丁目22 番17号	世田谷区立世田谷美術館分館 清川泰次記念ギャラリー	東京都世田谷区成城二丁目22 番17号
世田谷区立世田谷美術館分館 宮本三郎記念美術館	東京都世田谷区奥沢五丁目38 番13号	世田谷区立世田谷美術館分館 宮本三郎記念美術館	東京都世田谷区奥沢五丁目38 番13号
(休館日及び開館時間)		(休館日及び開館時間)	
第1条の3 美術館の休館日及び開館時間は、規則で定める。 (事業)		第1条の3 美術館の休館日及び開館時間は、規則で定める。 (事業)	
第2条 美術館は、次の各号に掲げる事業を行う。		第2条 美術館は、次の各号に掲げる事業を行う。	
(1) 美術品及び美術に関する資料(以下「美術品等」という。)を 収集すること。		(1) 美術品及び美術に関する資料(以下「美術品等」という。)を 収集すること。	
(2) 美術品等を保管し、展示し、及び利用に供すること。		(2) 美術品等を保管し、展示し、及び利用に供すること。	
(3) 美術文化に関する専門的・技術的な調査研究を行うこと。		(3) 美術文化に関する専門的・技術的な調査研究を行うこと。	
(4) 美術文化に関する情報を提供すること。		(4) 美術文化に関する情報を提供すること。	
(5) 美術教育の普及及び創作活動の指導助言を行うこと。		(5) 美術教育の普及及び創作活動の指導助言を行うこと。	
(6) 美術館の施設及び設備(以下「施設等」という。)を一般の利 用に供すること。		(6) 美術館の施設及び設備(以下「施設等」という。)を一般の利 用に供すること。	
(7) 美術文化に係る各種催物を行うこと。		(7) 美術文化に係る各種催物を行うこと。	
(8) 前各号に掲げるもののほか、美術館の目的を達成するために 必要な事業		(8) 前各号に掲げるもののほか、美術館の目的を達成するために 必要な事業	
(観覧)		(観覧)	
第3条 美術館に展示されている美術品等を観覧しようとする者は、 別表第1に定める額の観覧料を納付しなければならない。 (特別観覧)		第3条 美術館に展示されている美術品等を観覧しようとする者は、 別表第1に定める額の観覧料を納付しなければならない。 (特別観覧)	
第4条 美術館に保管又は展示されている美術品等について学術研究		第4条 美術館に保管又は展示されている美術品等について学術研究	

改正後	改正前
<p>等のため模写、撮影等（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、あらかじめ第16条の規定により美術館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）の承認を受けなければならない。</p>	<p>等のため模写、撮影等（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、あらかじめ第16条の規定により美術館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）の承認を受けなければならない。</p>
<p>2 前項の承認を受けた者は、別表第2に定める額の特別観覧料を納付しなければならない。</p> <p>（施設等を利用することができる者の範囲）</p>	<p>2 前項の承認を受けた者は、別表第2に定める額の特別観覧料を納付しなければならない。</p> <p>（施設等を利用することができる者の範囲）</p>
<p>第4条の2 別表第3に掲げる施設等を利用することができる者は、第1号に掲げる個人又は第2号に掲げる団体とする。</p> <p>（1） 次の要件を満たす者</p> <p>ア 成人であること。</p> <p>イ 区内に住所、勤務先又は通学先を有する者であること。</p> <p>（2） 次のいずれかの要件を満たす団体</p> <p>ア 代表者が前号に掲げる者に該当すること。</p> <p>イ 都内に主たる事務所を有すること。</p> <p>ウ 恒常的に都内で活動していること。</p> <p>（施設等の利用の手続）</p>	<p>第4条の2 別表第3に掲げる施設等を利用することができる者は、第1号に掲げる個人又は第2号に掲げる団体とする。</p> <p>（1） 次の要件を満たす者</p> <p>ア 成人であること。</p> <p>イ 区内に住所、勤務先又は通学先を有する者であること。</p> <p>（2） 次のいずれかの要件を満たす団体</p> <p>ア 代表者が前号に掲げる者に該当すること。</p> <p>イ 都内に主たる事務所を有すること。</p> <p>ウ 恒常的に都内で活動していること。</p> <p>（施設等の利用の手続）</p>
<p>第5条 前条に規定する施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けた者は、別表第3に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>（利用条件）</p>	<p>第5条 前条に規定する施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けた者は、別表第3に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>（利用条件）</p>
<p>第6条 指定管理者は、第4条に規定する特別観覧及び第4条の2に規定する施設等の利用（以下「利用」という。）の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。</p> <p>（承認の取消し等）</p>	<p>第6条 指定管理者は、第4条に規定する特別観覧及び第4条の2に規定する施設等の利用（以下「利用」という。）の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。</p> <p>（承認の取消し等）</p>
<p>第7条 指定管理者は、利用の承認を受けた者（以下「利用者」とい</p>	<p>第7条 指定管理者は、利用の承認を受けた者（以下「利用者」とい</p>

改正後	改正前
<p>う。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、利用条件を変更し、又は利用を停止することができる。</p> <p>(1) 利用目的又は利用条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。</p> <p>(利用の不承認)</p>	<p>う。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、利用条件を変更し、又は利用を停止することができる。</p> <p>(1) 利用目的又は利用条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。</p> <p>(利用の不承認)</p>
<p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしない。</p> <p>(1) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 管理上支障があるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。</p> <p>(観覧料等の減免)</p>	<p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしない。</p> <p>(1) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 管理上支障があるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。</p> <p>(観覧料等の減免)</p>
<p>第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより観覧料、特別観覧料又は使用料（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 区内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びに引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき 観覧料の全額</p> <p><u>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者が観覧するとき 観覧料の全額</u></p> <p><u>(3) 区内の高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びに引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき 観覧料の半額</u></p> <p><u>(4) 区が主催して施設等を利用するとき 使用料の全額</u></p> <p><u>(5) 国又は他の地方公共団体が主催して施設等を利用するとき 使用料の半額</u></p>	<p>第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより観覧料、特別観覧料又は使用料（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 区内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びに引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 観覧料の全額</p> <p><u>(2) 区内の高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びに引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 観覧料の半額</u></p> <p><u>(3) 区が主催して施設等を利用するとき。 使用料の全額</u></p> <p><u>(4) 国又は他の地方公共団体が主催して施設等を利用するとき。 使用料の半額</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(6)</u> 前各号のほか、区長が特に必要と認めたとき 観覧料等のうち区長が相当と認める額 (観覧料等の不還付)</p>	<p><u>(5)</u> 前各号のほか、区長が特に必要と認めたとき。 観覧料等のうち区長が相当と認める額 (観覧料等の不還付)</p>
<p>第10条 既に納めた観覧料等は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。 (利用権の譲渡等の禁止)</p>	<p>第10条 既に納めた観覧料等は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。 (利用権の譲渡等の禁止)</p>
<p>第11条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務)</p>	<p>第11条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務)</p>
<p>第12条 第4条の2に規定する施設等の利用者は、利用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。また第7条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。 (損害賠償)</p>	<p>第12条 第4条の2に規定する施設等の利用者は、利用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。また第7条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。 (損害賠償)</p>
<p>第13条 美術品等又は美術館の施設等に損害を与えた者は、区長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 (入館の禁止等)</p>	<p>第13条 美術品等又は美術館の施設等に損害を与えた者は、区長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 (入館の禁止等)</p>
<p>第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は美術品等若しくは美術館の施設等を損壊するおそれがあるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 (施設等の使用の特例)</p>	<p>第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は美術品等若しくは美術館の施設等を損壊するおそれがあるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 (施設等の使用の特例)</p>
<p>第15条 区長は、区が使用する場合を除いて、公益財団法人せたがや</p>	<p>第15条 区長は、区が使用する場合を除いて、公益財団法人せたがや</p>

改正後	改正前
<p>文化財団がこの条例の目的を達成するために事業を行う場合には、公益財団法人せたがや文化財団に、美術館の施設等のうち、区長が指定する施設等の区域を使用させることができる。</p>	<p>文化財団がこの条例の目的を達成するために事業を行う場合には、公益財団法人せたがや文化財団に、美術館の施設等のうち、区長が指定する施設等の区域を使用させることができる。</p>
<p>2 前項の施設等の区域の使用に係る使用料は、無料とする。 (指定管理者による管理)</p>	<p>2 前項の施設等の区域の使用に係る使用料は、無料とする。 (指定管理者による管理)</p>
<p>第16条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に美術館の管理を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続)</p>	<p>第16条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に美術館の管理を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続)</p>
<p>第17条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。</p>	<p>第17条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。</p>
<p>2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。</p>	<p>2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。</p>
<p>3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、美術館の設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p>	<p>3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、美術館の設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p>
<p>(1) 美術館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。</p>	<p>(1) 美術館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。</p>
<p>(2) 美術館の効用を最大限に発揮させることができること。</p>	<p>(2) 美術館の効用を最大限に発揮させることができること。</p>
<p>(3) 美術館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。</p>	<p>(3) 美術館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。</p>
<p>4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p>	<p>4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p>
<p>5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨</p>	<p>5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨</p>

改正後	改正前
<p>を公告しなければならない。 （指定管理者の業務等）</p> <p>第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1） 第2条第2号から第8号までに規定する事業に関する業務のうち、区長が指定した業務</p> <p>（2） 美術館の利用の承認等に関する業務</p> <p>（3） 美術館の施設等の維持管理に関する業務</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</p> <p>2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、美術館の適正な管理を行わなければならない。 （委任）</p> <p>第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和61年3月規則第5号で、同61年3月30日から施行）</p> <p>附 則（平成9年3月12日条例第10号）</p> <p>1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例の規定は、平成9年10月1日以後の利用に係る観覧料等について適用し、同日前の利用に係る観覧料等については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成15年3月13日条例第9号） この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年10月1日条例第64号） （施行期日）</p>	<p>を公告しなければならない。 （指定管理者の業務等）</p> <p>第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1） 第2条第2号から第8号までに規定する事業に関する業務のうち、区長が指定した業務</p> <p>（2） 美術館の利用の承認等に関する業務</p> <p>（3） 美術館の施設等の維持管理に関する業務</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</p> <p>2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、美術館の適正な管理を行わなければならない。 （委任）</p> <p>第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和61年3月規則第5号で、同61年3月30日から施行）</p> <p>附 則（平成9年3月12日条例第10号）</p> <p>1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例の規定は、平成9年10月1日以後の利用に係る観覧料等について適用し、同日前の利用に係る観覧料等については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成15年3月13日条例第9号） この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年10月1日条例第64号） （施行期日）</p>

改正後	改正前
<p>1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。 (世田谷区立向井潤吉アトリエ館条例の廃止)</p> <p>2 世田谷区立向井潤吉アトリエ館条例(平成5年6月世田谷区条例第31号)は、廃止する。 (経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の世田谷区立向井潤吉アトリエ館条例(以下「廃止条例」という。)第13条の規定に基づき管理を委託している世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館に相当する世田谷区立向井潤吉アトリエ館(以下「旧アトリエ館」という。)については、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、この条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例(以下「新条例」という。)第16条の規定は、適用しない。</p> <p>4 この条例の施行前に旧アトリエ館に関し廃止条例の規定によりなされた処分等は、新条例の規定によりなされた処分等とみなす。 附 則(平成16年3月12日条例第9号) この条例は、平成16年4月29日から施行する。ただし、別表第1備考第7号の改正規定は、同月1日から施行する。 附 則(平成17年9月29日条例第48号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、世田谷区立世田谷美術館(以下「美術館」という。)の管理に関する事務については、平成18年9月1日(同日前にこの条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例(以下「新条例」という。)第17条第4項の規定により、区長が美術</p>	<p>1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。 (世田谷区立向井潤吉アトリエ館条例の廃止)</p> <p>2 世田谷区立向井潤吉アトリエ館条例(平成5年6月世田谷区条例第31号)は、廃止する。 (経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の世田谷区立向井潤吉アトリエ館条例(以下「廃止条例」という。)第13条の規定に基づき管理を委託している世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館に相当する世田谷区立向井潤吉アトリエ館(以下「旧アトリエ館」という。)については、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、この条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例(以下「新条例」という。)第16条の規定は、適用しない。</p> <p>4 この条例の施行前に旧アトリエ館に関し廃止条例の規定によりなされた処分等は、新条例の規定によりなされた処分等とみなす。 附 則(平成16年3月12日条例第9号) この条例は、平成16年4月29日から施行する。ただし、別表第1備考第7号の改正規定は、同月1日から施行する。 附 則(平成17年9月29日条例第48号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、世田谷区立世田谷美術館(以下「美術館」という。)の管理に関する事務については、平成18年9月1日(同日前にこの条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例(以下「新条例」という。)第17条第4項の規定により、区長が美術</p>

改正後	改正前
<p>館に係る指定管理者（新条例第4条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 区長は、前項に規定する期日までに美術館について指定管理者を指定しようとする場合において、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により世田谷区立世田谷美術館及び分館（以下「美術館等」という。）の管理を受託している者から新条例第17条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、美術館等の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が美術館の設置の目的を効果的に達成することができることを認められた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。</p> <p>附 則（平成18年3月14日条例第19号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年12月11日条例第59号）</p> <p>1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の平成20年7月1日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の申請をした者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成23年3月8日条例第10号） この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年12月10日条例第62号）</p>	<p>館に係る指定管理者（新条例第4条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 区長は、前項に規定する期日までに美術館について指定管理者を指定しようとする場合において、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により世田谷区立世田谷美術館及び分館（以下「美術館等」という。）の管理を受託している者から新条例第17条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、美術館等の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が美術館の設置の目的を効果的に達成することができることを認められた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。</p> <p>附 則（平成18年3月14日条例第19号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年12月11日条例第59号）</p> <p>1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の平成20年7月1日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の申請をした者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成23年3月8日条例第10号） この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年12月10日条例第62号）</p>

改正後	改正前
<p>1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の平成25年7月1日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の申請をした者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の平成25年7月1日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の申請をした者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成30年3月6日条例第12号）</p> <p>1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の第5条の規定による承認を受けている者は、この条例による改正後の第5条の規定による承認を受けた者とみなす。</p> <p>3 この条例による改正後の別表第3の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の平成30年10月1日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の申請をした者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（平成30年3月6日条例第12号）</p> <p>1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の第5条の規定による承認を受けている者は、この条例による改正後の第5条の規定による承認を受けた者とみなす。</p> <p>3 この条例による改正後の別表第3の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の平成30年10月1日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の申請をした者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（令和7年3月 日条例第 号）</p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第9条第2号及び別表第1、別表第2並びに別表第3の規定は、令和7年10月1日以後の観覧、特別観覧及び利用に係る観覧料、特別観覧料及び使用料について適用し、同日前の観覧、特別観覧及び利用に係る観覧料、特別観覧料及び使用料については、なお従前の例による。</u></p>	
<p>別表第1（第3条関係）</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p>

改正後				改正前			
区分	常設の展示		特別の企画の展示	区分	常設の展示		特別の企画の展示
	個人	団体 (1人につき)			個人	団体 (1人につき)	
一般	<u>220円</u>	<u>180円</u>	1,700円の範囲 内において区長 がその都度定め る額	一般	<u>200円</u>	<u>160円</u>	1,500円の範囲 内において区長 がその都度定め る額
高校生・大学生	<u>170円</u>	<u>130円</u>		高校生・大学生	<u>150円</u>	<u>120円</u>	
小学生・中学生	<u>110円</u>	<u>90円</u>		小学生・中学生	<u>100円</u>	<u>80円</u>	
高齢者	<u>110円</u>	<u>90円</u>		高齢者	<u>100円</u>	<u>80円</u>	
障害者	<u>110円</u>	<u>90円</u>		障害者	<u>100円</u>	<u>80円</u>	

備考

- 1 団体とは、20人以上をいう。
- 2 高校生・大学生とは、高等学校の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 小学生・中学生とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 4 高齢者とは、65歳以上の者をいう。
- 5 障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。
- 6 学齢に達しない者、障害者で高校生・大学生又は小学生・中学生であるもの及び障害者の介護者（当該障害者1人につき1人に限る。）は、無料とする。
- 7 特別の企画の展示その他区長が指定した展示又は事業に係る

改正後				改正前			
観覧料を納付した者は、常設の展示の観覧料は無料とする。 別表第2（第4条）				観覧料を納付した者は、常設の展示の観覧料は無料とする。 別表第2（第4条）			
区分		特別観覧料（1点1日につき）		区分		特別観覧料（1点1日につき）	
熟覧		<u>560円</u>		熟覧		<u>500円</u>	
模写・模造等		<u>1,130円</u>		模写・模造等		<u>1,000円</u>	
撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	<u>220円</u>	撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	<u>200円</u>
		出版等の収入が伴う場合	<u>2,260円</u>			出版等の収入が伴う場合	<u>2,000円</u>
	カラー	学術研究を目的とする場合	<u>450円</u>		カラー	学術研究を目的とする場合	<u>400円</u>
		出版等の収入が伴う場合	<u>4,530円</u>			出版等の収入が伴う場合	<u>4,000円</u>
備考				備考			
1 びょうぶは、半双を1点とする。				1 びょうぶは、半双を1点とする。			
2 1そろいをなす卷子は、1巻を1点とする。				2 1そろいをなす卷子は、1巻を1点とする。			
3 対幅は、1幅を1点とする。				3 対幅は、1幅を1点とする。			
4 その他の美術品等は、各個を1点とする。				4 その他の美術品等は、各個を1点とする。			
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）			
1 施設				1 施設			
(1) 展示用施設				(1) 展示用施設			
名称	区分	使用料（1日につき）		名称	区分	使用料（1日につき）	
美術館内区民ギャラリー	全体利用	<u>15,670円</u>		美術館内区民ギャラリー	全体利用	<u>13,820円</u>	
	4分の3利用	<u>11,740円</u>			4分の3利用	<u>10,360円</u>	

改正後					改正前						
		2分の1利用		<u>7,830円</u>			2分の1利用		<u>6,910円</u>		
		4分の1利用		<u>3,910円</u>			4分の1利用		<u>3,450円</u>		
	世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー内区民ギャラリー	全体利用		<u>3,260円</u>		世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー	全体利用		<u>2,880円</u>		
(2) 講堂					(2) 講堂						
	時間区分	午前	午後A	午後B	全日		時間区分	午前	午後A	午後B	全日
		午前10時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午前10時から午後5時30分まで			午前10時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午前10時から午後5時30分まで
	名称						名称				
	講堂	<u>4,080円</u>	<u>4,080円</u>	<u>4,080円</u>	<u>12,240円</u>		講堂	<u>3,600円</u>	<u>3,600円</u>	<u>3,600円</u>	<u>10,800円</u>
	備考						備考				
	<p>1 利用者が観覧料、入場料その他これらに類する料金を領収する場合及び物品を販売する場合の使用料は、当該規定使用料に、当該規定使用料の5割相当額を加算して得た額とする。</p> <p>2 指定管理者は、利用者が利用時間を延長する場合は、1時間を限度として、管理上支障のない限りにおいてその利用を承認するものとし、区長は、指定管理者が利用を承認した時間区分の使用料の3割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。</p> <p>3 区内団体（区内に主たる事務所を有するもの又は構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務地若しくは通学先を有する者であるものをいう。）以外のものが(1)の款に掲げる展示用施設</p>						<p>1 利用者が観覧料、入場料その他これらに類する料金を領収する場合及び物品を販売する場合の使用料は、当該規定使用料に、当該規定使用料の5割相当額を加算して得た額とする。</p> <p>2 指定管理者は、利用者が利用時間を延長する場合は、1時間を限度として、管理上支障のない限りにおいてその利用を承認するものとし、区長は、指定管理者が利用を承認した時間区分の使用料の3割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。</p> <p>3 区内団体（区内に主たる事務所を有するもの又は構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務地若しくは通学先を有する者であるものをいう。）以外のものが(1)の款に掲げる展示用施設</p>				

改正後	改正前																
<p>を利用する場合の使用料は、当該規定使用料に、当該規定使用料の2割相当額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>2 設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示用設備</td> <td>1単位1日につき<u>560円</u>の範囲内で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>講堂用ピアノ</td> <td>1台 1回 <u>5,100円</u></td> </tr> <tr> <td>講堂用音響器具</td> <td>一式 1回 <u>3,400円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 講堂用ピアノ及び講堂用音響器具の利用における1回とは、講堂の利用に係る午前、午後A及び午後Bの各々の時間区分をいう。</p> <p>2 指定管理者は、利用者が講堂用ピアノ又は講堂用音響器具の利用時間を延長する場合は、1時間を限度として、管理上支障のない限りにおいてその利用を承認するものとし、区長は、1回の使用料の3割に相当する額を徴収する。</p>	区分	使用料	展示用設備	1単位1日につき <u>560円</u> の範囲内で規則で定める額	講堂用ピアノ	1台 1回 <u>5,100円</u>	講堂用音響器具	一式 1回 <u>3,400円</u>	<p>を利用する場合の使用料は、当該規定使用料に、当該規定使用料の2割相当額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>2 設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示用設備</td> <td>1単位1日につき<u>500円</u>の範囲内で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>講堂用ピアノ</td> <td>1台 1回 <u>4,500円</u></td> </tr> <tr> <td>講堂用音響器具</td> <td><u>1</u>式 1回 <u>3,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 講堂用ピアノ及び講堂用音響器具の利用における1回とは、講堂の利用に係る午前、午後A及び午後Bの各々の時間区分をいう。</p> <p>2 指定管理者は、利用者が講堂用ピアノ又は講堂用音響器具の利用時間を延長する場合は、1時間を限度として、管理上支障のない限りにおいてその利用を承認するものとし、区長は、1回の使用料の3割に相当する額を徴収する。</p>	区分	使用料	展示用設備	1単位1日につき <u>500円</u> の範囲内で規則で定める額	講堂用ピアノ	1台 1回 <u>4,500円</u>	講堂用音響器具	<u>1</u> 式 1回 <u>3,000円</u>
区分	使用料																
展示用設備	1単位1日につき <u>560円</u> の範囲内で規則で定める額																
講堂用ピアノ	1台 1回 <u>5,100円</u>																
講堂用音響器具	一式 1回 <u>3,400円</u>																
区分	使用料																
展示用設備	1単位1日につき <u>500円</u> の範囲内で規則で定める額																
講堂用ピアノ	1台 1回 <u>4,500円</u>																
講堂用音響器具	<u>1</u> 式 1回 <u>3,000円</u>																